

市・都民税、所得税の申告はお早めに

市・都民税の申告は市役所へ

☆詳しくは、市役所市民税係☎544-5111(代表)へ。

市・都民税の申告が必要な方

右の図をご覧のうえ、申告が必要な方はお早めに申告してください。

申告に必要なもの

下の表をご覧ください。

相談と受け付け

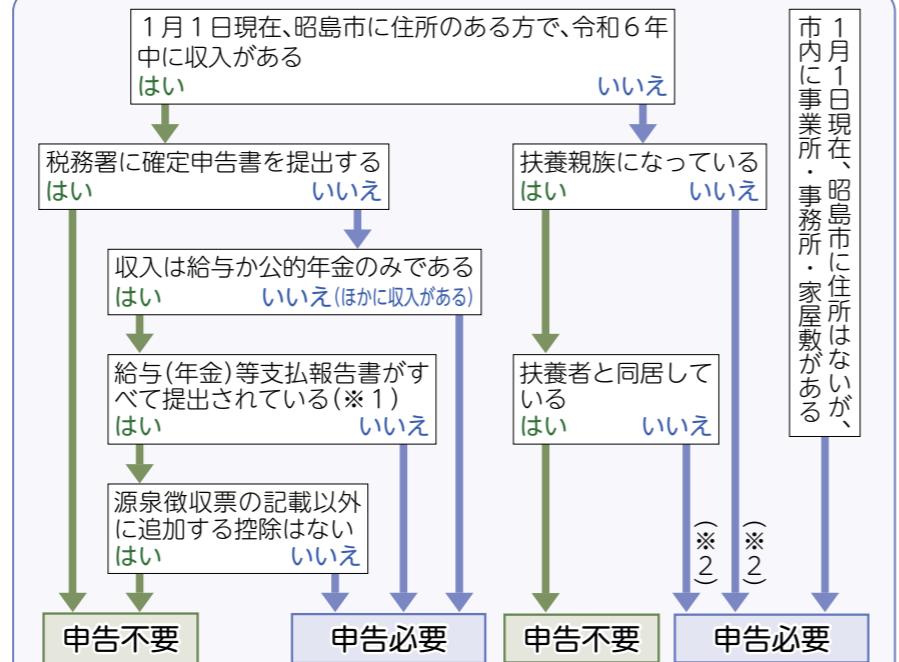
4ページ下の表をご覧ください。

郵送での提出にご協力を

混雑を避けるため、申告書は郵送で提出していただきますようお願いします。

申告書と必要書類を同封し、3月17日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。受付印を押した申告受付票が必要な場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市・都民税の申告が必要な方



市・都民税の申告に必要なもの

①市・都民税申告書	※前年度に市・都民税の申告書を提出した方などには、申告書を1月30日に発送します。届かない場合は市役所市民税係へ連絡してください。 ※申告書は、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館にあります。
②昨年中の所得が分かる書類	給与・年金などの所得がある方 源泉徴収票 給与・年金以外の所得がある方 収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など
③各種控除に関する書類	保険料控除を受ける方 社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)、個人年金、地震・生命保険料などの支払証明書または領収書 雑損控除、寄附金税額控除を受ける方 領収書など 医療費控除を受ける方 医療費控除の明細書、または、セルフメディケーション税制の明細書(併用不可) ※医療費の領収書では控除を受けることができません。 障害者控除を受ける方 障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など) 配偶者特別控除を受ける方 配偶者の昨年中の所得が分かる書類

所得とは、**収入**から必要経費を差し引いた額です。
サラリーマンなどの給与所得者は、必要経費の特定が難しいため、収入に応じて定められた必要経費を用いて所得を算定します。



市・都民税の申告と、所得税の確定申告の受け付けが始まります。
今号の3ページ「市・都民税、所得税の申告をする方へ」の記事も併せてご覧ください。

所得税の申告は立川税務署へ

☆詳しくは、立川税務署☎042-523-1181へ。

スマートフォンやパソコンを利用して、ぜひ
オンラインで申告を！



計算により、申告書などを作成できます。

申告書は印刷して税務署へ提出できるほか、マイナンバーカード、スマートフォン(ICカードリーダライタでも可)をお持ちの方は、オンラインで送信することもできます。

申告書は郵送でも受け付けます

申告書(提出用のみ)と必要書類を同封し、3月17日(消印有効)までに〒190-8565 立川税務署へ郵送してください。

なお、手続きの見直しに伴い、申告書の控え用を送付していただいても、収受日付印の押印は行いません。

確定申告書作成会場

下の表をご覧ください。

所得税の申告が必要な方

- *給与の支払いを1か所から受けている、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
- *給与の支払いを2か所以上から受けている、年末調整されなかった給与などの収入額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える
- *給与収入額が2000万円を超える
- *令和6年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除などの額を超えるなど
- *収入が公的年金等のみで、その金額が400万円以下の方は、申告の必要はありません。

所得税が還付されます

- 確定申告をする必要のない給与所得者でも、次に該当する方は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。還付に必要な証明書などを添付して申告してください。
- *6年の途中で退職し、その後就職せず、年末調整を受けなかった場合
- *6年中の雑損・医療費・寄附金についての控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる

オンラインでの申告書作成・送信が便利です

国税庁のホームページ内の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動

相談・作成会場

期間の始めと終わり、月曜日は特に混雑しますので、別の日をご利用いただくか、郵送での提出にご協力ください。また、駐車場が混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。

マイナンバーが記載された申告書などを提出する場合は、マイナンバーカード(通知カードと顔写真付きの身分証明書でも可)の提示、または、写しの提出が必要です。

相談・作成会場	日 時	場 所
市・都民税申告の相談と受け付け	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 午前9時～午後5時	市役所市民ロビー
夜 間	3月6日(木)・7日(金) 午後5時30分～7時30分	市役所市民税係
休 日	3月8日(土)・9日(日) 午前9時～午後4時	市役所市民税係
出 張	2月19日(水) 午前9時～午後4時 2月20日(木) 午前9時～午後4時 2月21日(金) 午前9時～午後4時	玉川会館 武蔵野会館 あいぽっく
所得税の確定申告書作成会場	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 午前9時～午後5時(受け付けは午前8時30分～午後4時)	【入場整理券が必要です】事前に国税庁公式LINEで配布するほか、当日、会場での受け付け時に配布します(混雑時には、早めに締め切る場合あり)。3月に入るなど、取得が困難になる可能性があります。
休日開設	3月2日(日)	立川税務署 (立川地方合同庁舎内)